様式第二号を次のように改める。

様式第二号（第二十三条関係）

処　方　せ　ん

（この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。）

公費負担者番号				保険者番号								
公費負担医療の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	・							

患者	氏名			保険医療機関の所在地及び名称 電話番号 保険医氏名 ㊞								
	生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	男・女									
	区分	被保険者	被扶養者	都道府県番号		点数表番号	医療機関コード					

交付年月日	平成　年　月　日	処方せんの使用期間	平成　年　月　日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。

処方

変更不可 〔個々の処方薬について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。〕

保険医署名 〔「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。〕

備考

調剤済年月日	平成　年　月　日	公費負担者番号								
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	㊞	公費負担医療の受給者番号								

備考　1．「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2．この用紙は、日本工業規格A列5番を標準とすること。
3．療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医療者氏名」と読み替えるものとすること。

（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正）

第二条　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の次に次の一条を加える。

（経済上の利益の提供による誘引の禁止）

第二条の三の二　保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

第四条の二第二項ただし書を削り、同条第三項中「、正当な理由がある場合を除き」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中保険医療機関及び保険医療養担当規則第二条の四の次に一条を加える改正規定及び第二条中保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第二条の三の次に一条を加える改正規定　平成二十四年十月一日

二　第一条中保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条の二の改正規定及び第二条中保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第四条の二の改正規定並びに附則第二条及び第三条の規定　平成二十六年四月一日

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　病床数が四百床未満の保険医療機関において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下「新療担規則」という。）第五条の二第二項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとする。

2　病床数が四百床未満の保険医療機関において、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二第三項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができる。

（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、第二条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「新薬担規則」という。）第四条の二第二項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとする。

2　明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、新薬担規則第四条の二第三項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができる。

告　示

○厚生労働省告示第七十二号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項、第七十四条第四項、第七十五条第四項及び第七十六条第三項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月五日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二十一条第七号イ(2)中「金位十四カラット合金又は」及び「、金位十四カラット合金は臼歯部の歯冠継続歯に限つて使用するものとし」を削り、「鋳造歯冠修復又は歯冠継続歯」を「金属歯冠修復」に改め、同号ロ(2)(1)中「歯冠継続歯又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号ロ(3)中「口蓋補綴及び顎補綴」を「口蓋補綴及び顎補綴並びに広範囲顎骨支持型補綴」に改める。